

○厚生労働省告示第二百八十三号

厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第九十三号）第一項第五号及び別表20の規定に基づき、厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名及び厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する告示を次のように定め、平成二十九年八月三十日から適用する。

平成二十九年八月二十九日

厚生労働大臣 加藤 勝信

厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名及び厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する告示

（厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名の一部改正）

第一条 厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名（平成二十年厚生労働省告示第九十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

改正前

番号	疾患 コード	傷病名 ICDコード	手術 区分番号等	手術・処置等1 区分番号等	手術・処置等2 区分番号等	定義副傷病名 疾患コード
(略)						
3108から 3125まで	(略)	(略)	(略)	(略)	なし インフリキシマブ (強直性脊椎炎の場 合) インフリキシ マブ、トシリスマブ 、アバタセプト、ア ダリムマブ、ゴリム マブ、セルトリス マブベゴル、トファシ チニブクエン酸塩 、バリシチニブ、エ タネルセプト、リハ ビリテーション、 J041-2, J039, G005 J045なし	(略) (略)
					(略) (略)	
					4あり アダリムマブ、ゴリ ムマブ、セルトリス マブベゴル、トファ シチニブクエン酸塩 、バリシチニブ	
					(略) (略)	
(略)						
3813から 3836まで	(略)	(略)	(略)	(略)	なし イブリツモマブチウ キセタン塩化イット リウム、イブリツモ マブチウキセタン塩 化インジウム、プレ ンツキシマブ、ペド チン、モガムリズマ ブ、フォロデシン塩 酸塩、プララトレキ サート、ペンダムス チン塩酸塩、リツキ ンマブ、化学療法、 放射線療法、J038 (3に限る。)、 G005, J045なし	(略) (略)
					(略) (略)	
					6あり モガムリズマブ、 フォロデシン塩酸 塩、プララトレキ サート	
					(略) (略)	
(略)						

番号	疾患 コード	傷病名 ICDコード	手術 区分番号等	手術・処置等1 区分番号等	手術・処置等2 区分番号等	定義副傷病名 疾患コード
(略)						
3108から 3125まで	(略)	(略)	(略)	(略)	なし インフリキシマブ (強直性脊椎炎の場 合) インフリキシ マブ、トシリスマブ 、アバタセプト、ア ダリムマブ、ゴリム マブ、セルトリス マブベゴル、トファ シチニブクエン酸 塩、エタネルセプ ト、リハビリテー ション、J041-2, J039, G005, J045な し	(略) (略)
					(略) (略)	
					4あり アダリムマブ、ゴリ ムマブ、セルトリス マブベゴル、トファ シチニブクエン酸塩	
					(略) (略)	
(略)						
3813から 3836まで	(略)	(略)	(略)	(略)	なし イブリツモマブチウ キセタン塩化イット リウム、イブリツモ マブチウキセタン塩 化インジウム、プレ ンツキシマブ、ペド チン、モガムリズマ ブ、フォロデシン塩 酸塩、ペンダムスチ ン塩酸塩、リツキシ マブ、化学療法、放 射線療法、J038 (3 に限る。)、G005, J045なし	(略) (略)
					(略) (略)	
					6あり モガムリズマブ、 フォロデシン塩酸塩	
					(略) (略)	
(略)						

(厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部改正)

第二条 厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者(平成二十四年厚生労働省告示第百四十号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下「対象規定」という。)は、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後			改正前		
別表一			別表一		
	薬剤	番号		薬剤	番号
1～44	(略)	(略)	1～44	(略)	(略)
45	カルフィルゾミブ（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果（平成28年7月4日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	3842及び3848	45	カルフィルゾミブ（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果（平成28年7月4日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	3842及び3848
	カルフィルゾミブ（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果（平成29年5月18日に、医薬品医療機器等法第14条第9項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	3842及び3848			
46～69	(略)	(略)	46～69	(略)	(略)
<u>70</u>	乾燥濃縮人プロトンピン複合体（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果（平成29年3月30日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	全ての番号			
<u>71</u>	タゾバクタム／ピペラシリン水和物（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果（平成29年5月18日に、医薬品医療機器等法第14条第9項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	2433、2437、2439、2445、2446、2451、2457、2458、3179、3186、3187、3209、3210、3386から3391まで及び3404			
<u>72</u>	レゴラフェニブ水和物（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果（平成29年6月26日に、医薬品医療機器等法第14条第9項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	2664、2665、2669、2670、2673、2676、2679及び2684			

73	ランレオチド酢酸塩（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果（平成29年7月3日に、医薬品医療機器等法第14条第9項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	2492から2495まで、 2500から2502まで、 2507から2509まで、 2512、2516から2518ま で、2526、2527、 2536、2539、2544、 2547、2551、2552、 2562、2567から2569ま で、2581から2583ま で、2591から2593ま で、2601、2605、2613 から2615まで、2626、 2627、2635、2636、 2644、2645、2652、 2657、2714から2716ま で、2722、2728から 2730まで、2738及び 2742から2757まで
74	デノスマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果（平成29年7月3日に、医薬品医療機器等法第14条第9項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	3118、3119及び3121
75	ヌシネルセンナトリウム（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果（平成29年7月3日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	1734から1738まで